

# 東京音楽大学における公的研究費取扱規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京音楽大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及びその他関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 責任体系

(最高管理責任者)

第2条 本学に、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者並びに経理責任者（公的研究費の経理事務を担当する者をいう。以下同じ。）及び事務責任者（公的研究費に係る申請、報告等に関する事務を担当する者をいう。以下同じ。）が責任を持って公的研究費の運営・管理が行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第3条 本学に、公的研究費に関する運営及び管理に関する統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理について最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的責任と権限を持つ。

## 第3章 環境の整備

(相談窓口)

第4条 公的研究費の効率的な研究遂行を適切に支援するため、本学内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

- 2 相談窓口は、次に掲げる事項の相談を受け付けるものとする。
  - (1) 公的研究費の事務処理手続きに関する事項
  - (2) 公的研究費の使用ルールに関する事項
- 3 相談窓口は研究支援室に置く。

(職務権限)

第5条 研究者は、関係法令を遵守し、公的研究費を適正に使用しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の使用について常に点検し、必要に応じて担当職員に指示を与えるものとする。
- 3 経理責任者は、関係法令及び本学経理関係規程に基づき、経理事務を適正に行わなければならない。
- 4 事務責任者は、統括管理責任者及び経理責任者と連絡を密にし、適正な事務処理を行わなければならない。

(意識向上)

第6条 研究者は、公的研究費が公的資金によるものであり、研究者個人の発意で提案された研究課題であっても大学が管理する必要があることを認識し、事務職員が研究の状況を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

- 2 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識し、研究者が公的研究費を得るための応募をしようとする際は、公的研究費の使用にあたって密な連絡がとれることを確認するよう努めなければならない。

#### 第4章 不正行為の防止

(不正行為の定義)

第7条 この規程において「不正行為」とは、本学の教職員又は学生が行った次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。また、「東京音楽大学の研究活動における不正防止規程」(平成27年4月1日制定)に定める捏造、改ざん、盗用等の不正行為の防止等については当該規程の定めるところによる。

##### (1) 研究費の不正使用

関係法令、公的研究費を配分した機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。

##### (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(告発の定義)

第8条 この規程において「告発」とは、本学における公的研究費の運営・管理において、不正行為を行った研究者又は研究組織について、不正行為の態様及び事案の内容を明示し、かつ不正行為とする合理的な理由を示す書面を添付して、電話、ファクス、電子メール又は面談により申し出(情報提供を含む。)があった場合を告発として扱う。この場合、原則として顕名によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による告発であった場合においても、その内容によっては顕名による告発に準じて扱うことができる。

(告発窓口)

第9条 本学における研究活動上の不正行為に関する情報提供に対応するため、本学

内外からの告発を受ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。

- 2 告発窓口は研究支援室に置く。
- 3 告発窓口には告発受付管理者を置き、研究支援室長をもって充てる。
- 4 告発の受付にあたっては、告発の内容及び告発者の秘密を守るため、告発の内容を知りえた者は、その内容を漏らしてはならない。
- 5 告発された事案は、速やかに統括管理責任者に通知されなければならない。

（予備調査）

第10条 統括管理責任者は、不正行為に関する告発があったときは、速やかに最高管理責任者に報告し、当該告発の研究分野に知識と理解のある学内研究者等の協力を得て、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 予備調査は、告発の内容の合理性、事実関係、調査可能性等について行うものとする。
- 3 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費の配分を行う機関（以下「配分機関」という。）に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者は、告発のあった日から概ね30日以内に調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の調査報告により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、第11条に定める調査委員会を速やかに設置するとともに、その旨を、告発者、被告発者並びに当該告発者、当該被告発者の所属長に通知するほか、当該告発に係る配分機関に通知する。

（研究活動における不正行為調査委員会）

第11条 研究活動における不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成するものとする。ただし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する者は、除外しなければならない。

- (1) 最高管理責任者が指名する理事1名
  - (2) 最高管理責任者が指名する専任の教員3名
  - (3) 最高管理責任者が指名する当該事案の研究分野に知識と理解のある研究者若干名
  - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者若干名
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、学外者を含むものとする。
  - 3 調査委員会は、調査の実施に際し、告発者に係る研究に関して、証拠となるような資料等の保全措置をとることができる。
  - 4 調査委員会は、被告発者が本学に所属する者でない場合、又は本学による調査の実施が極めて困難であり、かつ、当該告発に係る配分機関が特に認めた場合、当該配分機関に調査を委託することができる。

（委員長等）

第12条 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、調査委員会を主宰する。

3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(弁明の聴取)

第13条 調査委員会は、被告発者の弁明を聴取しなければならない。

2 被告発者は、調査委員会に対して、自己の責任において合理的根拠等を示して説明しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第14条 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。配分機関の求めに応じ、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

4 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査について配分機関の求めに応じるものとする。

(調査結果の報告)

第15条 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内に次の各号に掲げる調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(1) 不正行為が行われたか否か。

(2) 不正行為が認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い

(3) 不正行為がなかったと認定された場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か。

(4) 不正使用の相当額

(調査結果の通知)

第16条 最高管理責任者は、前条の調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認められた者を含む。以下同じ。）、並びに被告発者が所属する長及び当該告発者に係る資金配分機関に通知する。

2 前条の調査結果により、当該告発者が悪意に基づくものと認定された場合は、告発者の所属する長にその旨を通知する。

3 前条の調査結果により、不正行為が認定された場合には、その調査結果を、文部

科学省等へ報告するものとする。

(不服申立)

第17条 不正行為が認定された被告発者及び告発等が悪意に基づくものと認定された告発者は、通知された調査結果の内容について不服があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して文書により不服申立てを行うことができる。

(再審査)

第18条 最高管理責任者は、前条の不服申し立てを受理したときは、調査委員会に不服申立ての審査を命ずるものとする。

2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案して、当該被告発者及び告発者の再審査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

3 調査委員会は、再審査を行うと決定した場合には、速やかに再調査を行うものとし、当該被告発者及び告発者に対して、先の調査結果を覆すに足りる資料の提出等、再調査に協力を求めるものとし、被告発者及び告発者が必要な協力を行わない場合は、再調査を打ち切ることができる。

4 調査委員会は、再調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(再審査結果の通知)

第19条 最高管理責任者は、再審査結果を不服申立てを行った者に通知するものとする。

(再審査不服申立)

第20条 不服申立てを行った者は、前条の審査結果に対し、不服申立てはできない。

(認定を受けた者の処分)

第21条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、被告発者の不正行為の事実を認定したときは、原則として調査委員会の概要を公表するとともに、不正行為の認定を受けた者(以下「不正認定者」という。)に対し、本学就業規則等に基づき、理事会の議を経て処分を決定するものとする。

2 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、悪意による告発者があつたと認定したときは、原則として、告発者の所属及び氏名を公表するとともに、本学就業規則等に定める手続きを経て必要な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、前2項による公表内容に学生等が含まれている場合は、必要に応じて教授会又は研究科委員会の意見を聴き適切な配慮を行う。

(研究費使用の禁止)

第22条 最高管理責任者は、不正認定者には処分が確定するまでの間、研究費(研究機器の維持費等は除く。)の使用を禁止する措置を講ずるものとする。

(研究費の返還等)

第23条 最高管理責任者は、法令に定めのあるもののほか、不正認定者には、既に

使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることができる。

(不正行為と認定されなかった場合の対応措置)

第24条 最高管理責任者は、調査結果に基づき、被告発者の不正行為の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- (2) 調査関係者へ被告発者の研究活動等が適正であることの通知
- (3) その他名誉回復のための措置

(告発者の保護)

第25条 最高管理責任者は、告発者に対して悪意に基づく告発であることが確認されない限り、単に告発を行ったことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格等を理事会に求めてはならない。

## 第5章 適正な運営・管理活動

(不正防止計画)

第26条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めなければならない。

(不正防止計画進捗担当責任者)

第27条 最高管理責任者のもとに、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する不正防止推進担当責任者（以下、「担当責任者」という。）を置く。

2 担当責任者は、次に掲げる職員が兼務する。

- (1) 経理課職員のうち、最高管理責任者が指名した者
- (2) 研究支援室職員のうち、最高管理責任者が指名した者
- (3) その他最高管理責任者が必要と認めた者

(チェックシステム)

第28条 担当責任者は、不正防止計画に基づいて予算の執行状況を検証し、問題があると判断される場合には必要な改善策を講じなければならない。

2 担当責任者は、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるチェックシステムの構築及び運営に努めなければならない。また、物品、役務の発注、調達に関し、予算の執行状況を把握することにより、予算の適正執行を促すほか、調達状況の把握を通じ、特定の業者と本学構成員との関係を適切に監視するものとする。

3 研究者本人及び業者に対し、誓約書の提出を求めるものとし、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、開放空間における打ち合わせを推奨するものとする。業者に提出を求める誓約書の内容に、以下の（ア）から（エ）までの各事項を含むものとする。

(ア) 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(イ) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力す

ること。

(ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(エ) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には告発すること。

- 4 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止するための具体的な対策を講じるものとする。
- 5 データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発及び作成、その他の有形の成果物を伴う役務を発注する場合には、当該成果物に関する知識を有する発注者以外の者が検収を行うものとする。また、必要に応じて、抽出による事後検査を行うものとする。
- 6 機器の保守・点検などの役務を発注する場合には、当該役務に関する知識を有する発注者以外の者が、役務完了を報告する書類とともに、立会等による現場確認をもって検収を行うものとする。
- 7 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、事務部門が実施し、出勤簿を提出させることにより、定期的に勤務内容の確認等を行うものとする。
- 8 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示し、物品の所在を届け出させるものとする。
- 9 出張計画の実行状況等の把握については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うものとする。

(研究倫理教育責任者)

第29条 研究倫理教育責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に係る研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者で、学長が指名する副学長とする。

(学生に対する研究倫理教育)

第30条 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施するものとする。

(研究者等に対する研究倫理教育)

第31条 最高管理責任者は、競争的資金等の配分により行われる研究活動等に参画する全ての研究者に対して、研究倫理教育に関する研修を定期的実施するとともに、研究倫理教育責任者に対して、その知識、能力の向上のための取組を実施するものとする。

(経理事務)

第32条 公的研究費による物品調達等に係る契約、検収及び支払その他の経理事務は、経理責任者が事務責任者と協力して行うものとする。

- 2 前項の経理事務は、謝金が発生する場合についても適用する。

(取引停止等の措置)

第33条 最高管理責任者は、業者が不正な取引に関与したと認められる場合は、不

正の程度に応じ取引停止その他必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 内部監査

(内部監査)

第34条 最高管理責任者のもとに、公的研究費の適正な管理を検証する内部監査部門を置く。

- 2 内部監査部門は、次に掲げる職員が兼務する。ただし、第27条第2項の担当者を兼ねることはできない。
  - (1) 経理課職員のうち、最高管理責任者が指名した者
  - (2) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 内部監査部門は、不正発生要因に応じ、次に掲げる事項を検証するものとする。
  - (1) 調達業務の現場におけるチェック機能
  - (2) 不正防止計画推進担当による監視機能
  - (3) 本規程に基づく公的研究費使用体制
- 4 内部監査は、必要に応じて会計監査人と連携して実施するものとする。
- 5 内部監査部門は、毎年度定期的に本規程に照らして会計書類の形式的要件等が具備されていることの検査を一定数実施するものとする。
- 6 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対し、必要に応じて重点的又は無作為に抽出された対象に検査を行うリスク管理監査を実施するものとする。
- 7 必要に応じて研究者の出張実態を検査し、また、その出張の目的や概要を聴取するものとする。
- 8 必要に応じて非常勤雇用者にその勤務実態について聴取するものとする。
- 9 納品後の物品等の現物確認を行うものとする。
- 10 必要に応じて業者の帳簿との突合を行うものとする。

## 第7章 雑則

(改廃)

第35条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月2日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。